

	加算算定状況	提出期限	提出分
1	令和6年4, 5月に旧3加算を 継続して算定 し、 令和6年6月から新加算を算定する事業所 ※旧3加算の区分変更がある場合を含む	令和6年4月15日(月)	(1) 処遇改善計画書 (2) 体制等に関する届出書 (別紙3-2) (3) 体制等状況一覧表 (6月以降分) ※旧3加算の区分変更がある場合 (1)~(3)に加えて、 (4) 体制等状況一覧表 (4・5月分)
2	令和6年4, 5月から旧3加算を 新たに算定 し、 令和6年6月から新加算を算定する事業所	令和6年4月15日(月)	(1) 処遇改善計画書 (2) 体制等に関する届出書 (別紙3-2) (3) 体制等状況一覧表 (4・5月分) (4) 体制等状況一覧表 (6月以降分)
3	令和6年6月から 新たに新加算を算定する事業所 ※旧3加算を算定していない事業所のみ	令和6年6月15日(土)	(1) 処遇改善計画書 (2) 体制等状況一覧表 (6月以降分)
4	令和6年7月以降に 新たに新加算を算定する事業所	①居宅サービス ・加算を算定する月の前月15日まで ②施設サービス ・加算を算定する月の1日まで	(1) 処遇改善計画書 (2) 体制等状況一覧表 (6月以降分)

※新加算：令和6年6月から新設される「介護職員等処遇改善加算」